第15回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年8月23 日(月) 午後1時30分場所 田沢湖町総合開発センター 大集会室

会議次第

- 1.開 会
- 2.会長あいさつ
- 3.会議録署名委員の指名について
- 4.議題

協議案第49号 町名・字名の取扱いについて(継続協議)

協議案第50号 保育事業の取扱いについて(継続協議)

協議案第51号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議案第52号 保健衛生事業の取扱いについて

協議案第53号 その他の福祉事業の取扱いについて

協議案第54号 環境衛生事業の取扱いについて

協議案第55号 その他の事業の取扱いについて

協議案第56号 一部事務組合等の取扱いについて(その2)(提案)

協議案第57号 農林水産関係事業の取扱いについて(提案)

その他

5.閉 会

合併協定項目

(その1)

NO .		項目名	提出	 月日	確認月日		
	合併の方式にご			第1回	H15. 4.10	1	
2	合併の期日にご		H15. 4.10	第1回) · I	
		合併目標期日について		第1回	H15. 4.10	第1回	
3	新自治体の名称			第2回	H16. 6.16	第5回	
	3/1-7-11 -> -1					臨時	
4	新自治体の事務		H15. 5.23	第2回			
	財産の取扱い		H15. 5.23	第2回			
	(協議細目)	財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回	
6			H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回	
7	新市町村建設記 新市町村建設記	 計画について	H15. 5.23	第2回			
	(協議細目)	新市町村計画の概要について	H15. 5.23		H15. 5.23	第2回	
8	議会の議員の深	定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回	
						臨時	
9	農業委員会の		H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回	
						臨時	
1 0	地方税の取扱い	いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 2.27	第10回	
	(協議細目)	地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回	
	(協議細目)	地方税の取扱いについて(その2)	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回	
1 1	特別職の職員の	の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回	
1 2	介護保険事業の	の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回	
1 3	慣行の取扱い	こついて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回	
1 4	各種事務事業(の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回	
	(協議細目)	国際交流・広域交流事業の取扱いにつ	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回	
		いて					
	(協議細目)	電算システム事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.30	第11回	
	(協議細目)	広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回	
	(協議細目)	納税関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回	
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて		H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回	
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて		H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回	
	(協議細目)	窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回	
	(協議細目)	保健衛生事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回			
	(協議細目)	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて		第7回	H16. 1.23	第9回	
	(協議細目)	高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回	
	(協議細目)	児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回	
	(協議細目)	保育事業の取扱いについて	H16. 6.25	第13回			

合併協定項目

(その2)

NO .			提出	 l月日	確認	
1,0.	 (協議細目)		H15.10.24		H16. 1.23	第9回
	(協議細目)	エルスでは事業の収扱いについて その他の福祉事業の取扱いについ		第7回	П10. 1.23	おり凹
		環境衛生事業の取扱いについて				
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		H16. 7.22		III.6 4 12	答り同
	(協議細目)	ごみ収集運搬業務事業の取扱いは マ	コント H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回
	/ 抗禁伽口 \	で	H16 2 27	第10回	III.6 4 12	臨時
	(協議細目)	環境対策事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回
		単サッ文明/グラ光の四ゼリーへ	\	笠15日		臨時
	(農林水産関係事業の取扱いについ		第15回	1116 2 27	笠10日
		商工・観光関係事業の取扱いにつ		第9回	H16. 2.27	第10回
		勤労者・消費者関連事業の取扱い いて	Nにつ H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目)	建設関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目)	上・下水道事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回
						臨時
	(協議細目)	市(町村)立学校の通学区域の耶	又扱い H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
		について				
	(協議細目)	学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目)	文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目)	コミュニティ活動の取扱いについ	Nて H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目)	社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目)	その他の事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		
	(協議細目)	地域交通対策関係事業の取扱いは	こつい H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回
		τ				臨時
1 5	条例・規則等の	D取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
1 6	公共的団体等の	O取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第 7 回
1 7	補助金・交付会	会等の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第 9 回
1 8	使用料、手数料	4等の取扱いについて	H16. 1.23	第 9 回	H16. 2.27	第10回
1 9	行政区の取扱い	1について	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
2 0	一部事務組合等	手の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		
	(協議細目)	一部事務組合等の取扱いについて	H16. 6.25	第13回	H16. 7.22	第14回
		(~	თ 1)			
	(協議細目)	一部事務組合等の取扱いについて	H16. 8.23	第15回		
		(7	の2)			
2 1	町名・字名の耳	双扱いについて	H16. 6.25	第13回		
2 2	国民健康保険	事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		

協議案第49号

町名・字名の取扱いについて(継続協議)

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

調整事項	町名・字名の取扱い	関連項目
調整の内容	町、字の名称及び区域の取扱いについては、現行を基 する。	本として調整する。ただし、これにより難い場合は、変更を行うものと

現			況	
田沢湖町	角	角館 町	西木村	
大字数 11	町名数 21	大字数 11	大字数 8	
大字数 11 工字数 11 工字 生刺為 小角 阿納 神代 梅 平田	町名 組山表表裏東川歩小横上岩下下中下七西名組根町町町勝原行人町新瀬新岩町中日勝て町町上下、楽町町町 町町町瀬 町町楽町 丁丁 丁 丁 町町町町町町町町町町町町町町町町町町	大字数 11 字数 11 字数 11 字数 11 字数 11 字额 11 字额 11 字额 11 字额 12 字额 14 字 15 字	大字数 8 上桧木内 西共 小月屋 上溯野 西荒井	住民の意向を尊重し、協議会で調整のうえ決定する。
章 学数 314	田町上丁田町下丁竹原町	あざまう 字数 28 0	^{あざまう} 字数 159	

協議案第50号

保育事業の取扱いについて【協定項目23-12】(継続協議)

保育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

	削除		
協議事項	各種事務事業の取扱い 関係項目 保育事業		
1 保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 調整の内容 3 保育料については、国の基準を原則に新市において定める。 へき地保育所の保育料については、合併後段階的に調整していく。			

	Ħ	況 況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館叮	西木村	10月 12 7月21
保育所	保育所数及び定員 ・生保内保育所 定員 90名 ・神代保育所 定員 100名 ・先達へき地保育所 定員 50名 ・向生保内へき地保育所 定員 30名	保育所数及び定員 ・角館保育園 定員190名 ・白岩小百合保育園 定員 60名 ・西保育園 定員 60名 ・西保育園 定員 45名 ・中川保育園 定員 45名 ・下延保育所 (へき地) 定員 30名	保育所及び定員 ・ひのきない保育園 定員 50名 ・かみひのきない保育園(へき地) 定員 15名	保育所は現行のとおり新市に引き継ぐ。
	認可保育所 2 施設 へき地保育所 2 施設 定員合計 2 7 0 名	認可保育所 4施設 へき地保育所 1施設 定員合計 385名	認可保育所 1施設 へき地保育所 1施設 定員合計 65名 西木村社会福祉協議会に事業を委託し ている	
保育内容	保育時間 ・認可保育所 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~17:00	保育時間 ・認可保育所 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~17:00	保育時間 ・認可保育所 平日・土曜日 7:30~18:30	保育内容は合併時現行どおりとし、 合併後に再編する。
	・へき地保育所 平日 7:30~17:15 土曜日 7:30~12:00	・へき地保育所 平日 8:30~16:30	・へき地保育所 平日 7:30~18:00 土曜日 7:30~17:00	

	調整方針			
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	前円 <u>元</u> 27.1並1
	一時保育 未実施	一時保育 未実施	一時保育 ひのきない保育園で実施 利用料 3歳以上 1000円 3歳未満 2000円	
	延長保育 未実施	延長保育 角館保育園 時間(月~金曜日) 7:30~19:00 費用なし	延長保育 ひのきない保育園 時間(月〜土曜日) 7:30〜19:00 費用なし	
	障害児保育 生保内保育所、神代保育所で受け入れ 費用は通常保育料のみ	障害児保育 角館保育園、白岩小百合保育園、 西保育園、中川保育園で受け入れ 費用は通常保育料のみ	障害児保育 ひのきない保育園、かみひのきない 保育園で受け入れ 費用は通常保育料のみ	
	乳児保育 生保内保育所、神代保育所 満6ヶ月から受け入れ	乳児保育 角館保育園、白岩小百合保育園 満6ヶ月から受け入れ	乳児保育 ひのきない保育園 生後9週から受け入れ	
	給食 生保内保育所、神代保育所で調理 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参	給食 角館保育園、白岩小百合保育園、 西保育園、中川保育園で調理 日清医療食品(株)東北支店へ委託 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参	給食 ひのきない保育園で調理 社会福祉協議会へ委託 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参 かみひのきない保育園 学校給食センターで調理 3歳以上児・主食持参	

事務事業名		田沢湖町			角館町		西 木 村			調整方針											
認可保育所	区分	定義	3 歳 未満	3歳児	4 歳 以上	定義	3 歳 未満	3 歳以上	定義	3 歳 未 満	3歳児	4 歳 以上	保育料については、国の								
保育料	第1階層	A生活保護世帯	0	0	0	生活保護世帯	0	0	A 生活保護世帯	0	0	0	基準を原則に新市にお								
徴収基準表 (月額)	第2階層	B 町民税 非課税世帯	6,300	4,200	4,200	町民税 非課税世帯	4,500	3,000	B 村民税 非課税世帯	6,300	4,200	4,200	いて定める								
(/188)		C1 町民税 均等割のみ 課税世帯	9,900	7,800	7,800	町民税	9,700	8,200	C1 村民税 均等割のみ 課税世帯	9,900	7,800	7,800									
	第3階層	C2 町民税 所得割 課税世帯	13,600	11,500	11,500	課税世帯	9,700	0,200	C2 村民税 所得割 課税世帯	13,600	11,500	11,500									
	第4階層	D1 所得税額 32,000 円未満	17,300	15,200	15,200	所得税額 64,000 未満	所得税額 45,000	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額	所得税額		近得税額 45,000	所得税額 45,000	13,500	D1 所得税額 32,000 円未満	17,300	15,200	15,200	
		D2 所得税額 32,000 円以上 64,000 円未満	21,000	18,900	18,900		13,000	13,300	D2 所得税額 32,000 円以上 64,000 円未満	21,000	18,900	18,900									
	₩ = BH =	D3 所得税額 64,000 円以上 112,000 円未満	26,000	21,000	18,900	所得税額	04.000	0 20,700	D3 所得税額 64,000 円以上 112,000 円未満	26,000	23,900	23,900									
	第5階層	D4 所得税額 112,000 円以上 160,000 円未満	31,100	23,100	18,900	64,000 円以上 160,000 円未満	24,000		D4 所得税額 112,000 円以上 160,000 円未満	31,100	29,000	29,000									
	第6階層	D5 所得税額 160,000 円以上 284,000 円未満	36,900	23,100	18,900	所得税額 160,000 円以上	37,000	23,200	D5 所得税額 160,000 円以上 284,000 円未満	36,900	32,700	30,500									
		D6 所得税額 284,000 円以上 408,000 円未満	42,700	23,100	18,900	408,000 円未満	37,000	23,200	D6 所得税額 284,000 円以上 408,000 円未満	42,700	36,400	32,100									
	第7階層	D7 所得税額 408,000 円以上	55,800	23,100	18,900	所得税額 408,000 円以上	42,000	30,800	D7 所得税額 408,000 円以上	56,000	36,400	32,100									
へき地保育所保育料 (月額)の現況		3歳児	以上 3	,5 0 0 円	3	3歳児以上 6,000円		9円 3歳児以上 3,500円		9	へき地保育所の保育料については、合併後段階的に調整していく。										

協議案第51号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目
調整の内容	1 保険給付事業については、3町村に相違がないため、現行ど 2 保健事業については、3町村の事業の現状を踏まえ、3町村で 現行どおり新市に引き継ぐものとする。	おり新市に引き継ぐものとする。 で相違のあるものは合併時までに再編するものとし、3町村で相違のないものは、

	現 況		
田沢湖町	角館町	西木村	神光ノ」並
保険給付事業 療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000 円 葬祭費 100,000 円	保険給付事業 療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000 円 葬祭費 100,000 円	保険給付事業 療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000 円 葬祭費 100,000 円	保険給付事業については現行 のとおり存続する。
保健事業 医療費通知 優良家庭表彰事業 適正受診のための啓発指導事業 健康相談・健康教室 検診・人間ドッグ助成事業	保健事業 医療費通知 優良家庭表彰事業 適正受診のための啓発指導事業 健康相談・健康教室 検診・人間ドッグ助成事業	保健事業 医療費通知 優良家庭表彰事業 適正受診のための啓発指導事業 健康相談・健康教室 検診・人間ドッグ助成事業	保健事業については原則として現行のとおり存続する。
国保財政調整基金 平成15年度末現在高 161,607千円	国保財政調整基金 平成 1 5 年度末現在高 1 3 5 , 0 0 0 千円	国保財政調整基金 平成 1 5 年度末現在高 8 2 , 9 4 0 千円	国保財政調整基金については 各町村の基金を持ち寄るもの とする。 金額は、保険給付費(H13~ H15平均)の16%以上とす る。
国民健康保険運営協議会 委員数 9名 委員報酬 @5,800円	国民健康保険運営協議会 委員数 9名 委員報酬 @5,000円	国民健康保険運営協議会 委員数 6名 委員報酬 @5,200円(委員長) @4,800円(その他の委員	国民健康保険運営協議会については、委員数は田沢湖町、角館町の例により、報酬については非常勤特別職の委員報酬による。

	現 況		調整方針	
田沢湖町	角館町	西木村	ロロ <u>コモ</u> ノリル	
国保連合会共同処理作業	国保連合会共同処理作業	国保連合会共同処理作業	国保連合会委託事務について	
資格異動、診療報酬明細・給付記録事務	資格異動、診療報酬明細・給付記録事務	資格異動、診療報酬明細・給付記録事務過誤調	は現行どおり存続とする。	
過誤調整、再診依頼、被保険者台帳作成、	過誤調整、再診依頼、被保険者台帳作成、	整、再診依頼、被保険者台帳作成、高額医療費		
高額医療費申請書作成、退職被保険者等の	高額医療費申請書作成、退職被保険者等の	申請書作成、退職被保険者等の適用適正化に関		
適用適正化に関する資料の作成、月報・年	適用適正化に関する資料の作成、月報・年	する資料の作成、月報・年報の作成、国庫補助		
報の作成、国庫補助金申請基礎資料の作	報の作成、国庫補助金申請基礎資料の作	金申請基礎資料の作成、国保事業状況資料の作		
成、保健事業関係資料の作成、国保税計	成、国保事業状況資料の作成、保健事業関	成、保健事業関係資料の作成。		
算・調整交付金資料作成。	係資料の作成。			
国民健康保険事業直営診療所(2カ所)			診療所については現行のとお	
診療所の運営			り存続する。	
診療所手数料				

協議案第52号

保健衛生事業の取扱いについて【協定項目23-8】

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	保健衛生事業
調整の内容	保健衛生事業については、住民の疾病予防及び健康	表増進を図るよう調整に努める。	

	現				
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	 調整方針	
母子保健事業	· 妊婦相談 · 母子手帳交付 · 妊婦檢診費補助 · 妊婦家庭訪問 · 乳幼児相談 · 乳幼児家庭訪問 · 乳切児家庭訪問 · 乳 機診 · 1 歳 6 ヶ月児·3 歳児健診 · 2 歳児·2 歳 6 ヶ月児歯科健診 · 離乳食教室	· 妊婦相談 · 母子手帳交付 · 妊婦檢診受診費補助 · 妊婦家庭訪問 · 乳幼児相談 · 乳幼児家庭訪問 · 乳 幼児家庭訪問 · 乳 魚 億 ヶ月児・3 歳児健診 · 1 歳 6 ヶ月児歯科健診 · 2 歳 6 ヶ月児歯科健診 · 離乳食数室 · 虫歯予算	· 妊婦相談 · 母子手帳交付 · 妊婦檢診受診費補助 · 妊婦家庭訪問 · 乳幼児相談 · 乳幼児家庭訪問 · 乳幼児健診 · 1 歳 6 ヶ月児· 3 歳児健診 · 2 歳児健診・4 歳児歯科健診 · 離乳食数室 · 虫歯予室 · 幼児教室	各町村相違のないものについては現行のまま新市に引き継ぐ。 各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併時までに再編する。 乳幼児家庭訪問については、対象者等の相違点を調整して合併後に再編する。	
老人保健等事業	・健康・健康・健康・健康・健康・健康・健康・健康教育・健康教育・健康をはいる。 ・健康をはいる。 ・健康をはいる。 ・世界のでは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世の	・健康手帳の交付 ・個別健康教育 ・健康教育 ・健康教育 ・健康教育 ・健康本がは、連歩をできる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・健康手帳の交付 ・個別健康教育 ・健康教育 ・健康教育 ・健康根談 ・基本健康診査 ・胃が宮がん検診 ・子がん検診 ・大腸ががん検診 ・大腸ががん検診 ・対腸ががん検診 ・所楽腫瘍検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎検診	各町村相違のないものについては現行のまま新市に引き継ぐ。 各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併までに再編する。 健康手帳の交付は、手帳様式等の相違点を調整して合併時に統合する。 健康相談については、田沢湖町の例により合併までに調整する。 肺がん検診については、角館町の例により合併までに調整する。	

		現 況		- 調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	────────────────────────────────────
	·機能訓練 ·訪問指導	·機能訓練 ·訪問指導	·機能訓練 ·訪問指導	口腔検診については、他の事業 により実施できるため、合併時に廃 止する。
予防接種事業	 ・結核検診 ・結核予防接種 ・ポリオ ・三種混合 ・風疹 ・麻疹 ・日本脳炎 ・二種混合 ・インフルエンザ 	 ・結核検診 ・結核予防接種 ・ポリオ ・三種混合 ・風疹 ・中本脳炎 ・二種混合 ・インフルエンザ 	 ・結核検診 ・結核予防接種 ・ポリオ ・三種混合 ・風疹 ・田本脳炎 ・二種混合 ・インフルエンザ 	各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併までに再編する。 三種混合の実施方法(集団・個別)については、合併までに調整する。 風疹の実施方法は、田沢湖町の例により合併までに調整する。 二種混合の実施方法については、個別接種とするよう合併までに調整する。 インフルエンザの自己負担については、田沢湖町・角館町の例により合併までに調整する。
健康づくり事業	・健康づくり事業 ・健康づくり推進協議会 ・食生活改善推進協議会 ・健康21計画	・健康づくり事業 ・健康づくり推進協議会 ・食生活改善推進協議会 ・健康21計画	・健康づくり事業 ・健康づくり推進協議会 ・食生活改善推進協議会 ・健康21計画	健康づくり事業については、合併後に再編する。 健康づくり推進協議会については、合併時に再編して新市において設置する。 食生活改善推進協議会については、合併後に再編して新市において会員を公募する。 健康21計画については、合併後に再編して新市におりては、合併

協議案第53号

その他の福祉事業の取扱いについて【協定項目23-14】

その他の福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	その他の福祉事業		
	その他の福祉事業については、次の区分により調	整する。			
	(1) 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。				
調整の内容	(2)各町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。				
	合併までに調整するもの				
	合併時に再編するもの				

	現	況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	神光力却
地域福祉計画	未策定	未策定	未策定	現在ある個別計画を見直し、また、新市の振興計画との整合性を図りながら、新市において策定する。
行旅人関係	法の規定により、行旅病人に対しては医療機関の受診を行わせ、診療に係る経費を負担し、行旅死亡人に対しては慣習による火葬埋葬を行う。 行旅病人、行旅死亡人以外の行旅人に対し、必要に応じ福祉課から旅費 500 円を支給する。	は医療機関の受診を行わせ、診療に係る経費を負担し、行旅死亡人に対しては慣習による火葬埋葬を行う。 行旅病人、行旅死亡人以外の行旅	は医療機関の受診を行わせ、診療に係る経費を負担し、行旅死亡人に対しては慣習による火葬埋葬を行う。 行旅病人、行旅死亡人以外の行旅	
戦没者追悼式	・町で実施。 ・8 月上旬 町民会館にて献花。 遺族約 100 人、来賓約 25 人、当局職員約 10 人。全員に名簿配付。 遺族に仏用菓子、赤飯、酒(1 合瓶) 来賓に仏用菓子、赤飯	ターにおいて行う。	・村で実施。 ・8 月上旬にクリオンにおいて行う。 遺族約45人、来賓約25人、職員約10人(社会福祉協議会職員含む)。 遺族と来賓にろうそく。	合併時に再編する。 実施会場を一ヶ所として新市が 主催する。

	現			調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	问 <u>是</u> 力到 (
DV 法関係	ポスター掲示等の周知を行い、相談があった場合には関係機関との連携をはかり対処する。		ポスター掲示等の周知を行い、相談があった場合には関係機関との連携をはかり対処する。	現行のとおり新市に引き継ぐ
民生委員推薦会	・民生委員法に規定されている 14 名の委員で構成。 ・任期は3年。	・民生委員法に規定されている 14 名 の委員で構成。 ・任期は3年。	・民生委員法に規定されている7名の 委員で構成。 ・任期は3年。	田沢湖町、角館町の例により新市に引き継ぐ。
福祉医療		の児童、身障手帳4~6級所持の65 歳以上の高齢身障者、療育手帳 (A)、身障手帳1~3級所持の重度 心身障害(児)者に対して福祉医療	の児童、身障手帳4~6級所持の65 歳以上の高齢身障者、療育手帳	現行のとおり新市に引き継ぐ。 乳幼児(未就学児)の扱いにつ いては、西木村の例による。

協議案第54号

環境衛生事業の取扱いについて【協定項目23-15】

環境衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生事業
調整の内容	・直営の火葬場、公営墓地は現行のまま新市に引 ・環境衛生事業については、住民が清潔な環境で)

	現	況		- 調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
斎場·火葬場	・場所 生保内字武蔵野 76 番地 ・運営主体 田沢湖町 ・火葬炉 1炉 ・使用料 15歳以上 16,900 円、15歳未満 10,400 円、死胎児 3,900 円、上・下肢 3,900 円、改葬 3,900 円。 死亡した者が、町民又は施設入所 等でやむを得ず町外に住所を移した と認められる者は無料。	の場合、15 歳以上 13,000 円、15 歳 未満8,000円、死胎児3,000円、改葬	斎場、火葬場なし。	田沢湖町の火葬場は現行のまま 新市に引き継ぐ。 使用料については合併までに調整する。
墓地	柏山墓地公園 ・田沢湖町生保内字柏山 39 番地 1 ・区画面積 第 1 種 5m×4m 第 2 種 4m×3m 第 3 種 4m×2m 第 4 種 3m×2m 第 5 種 2m×2m ・永代使用料、管理手数料(年額) 第 1 種 350,000 円 7,210 円 第 2 種 200,000 円 3,910 円 第 3 種 130,000 円 2,570 円 第 4 種 81,000 円 1,750 円 第 5 種 46,000 円 1,230 円	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	門屋墓地公園 ・西木村門屋字入江 97番地の6 ・区画面積 2m×3m ・永代使用料 1区画 104,000円 ・管理手数料 1区画年額1,000円	公営墓地は現行のまま新市に引き継ぐ。 永代使用料、管理手数料についても現行のまま新市に引き継ぐ。

				는데 화선 간 소나
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針
墓地工作物の届 出·許可	[埋葬場所の工作施設の基準] 碑石及びこれに類するものの 高さは、地面から 3m 以内 盛土設備の高さは、地面から 0.6m 以内 柵類の高さは、地面から 1m 以内 植栽する樹木は主として、かん木 性樹木とし高さ 2m 以内に整形できる 樹種とする。ただし、きょう木性樹種 であっても、常に整枝され隣地又は 通路に支障を及ぼさない程度のもの はこの限りでない。	植栽樹は常に高さ 2m 以内に整形できる樹種を選び隣地又は通路に何らかの支障を及ぼさないものであるこ	[埋葬場所の工作施設の基準] 碑石の高さは、地面から 3m 以内。 盛土設備の高さは、地面から 0.6m 以内 柵類の高さは、地面から 1m 以内。	埋葬場所の工作施設の基準は田 沢湖町の例により調整する。
衛生害虫駆除	水害等による家屋の浸水が起きた場合、それを原因とする病害虫の発生を防ぐため職員が消毒を行う。	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
動物愛護事業(狂 犬病予防他)	[犬の登録、予防注射の実施] ・登録数 990 頭 ・狂犬病予防注射 697 頭	[犬の登録、予防注射の実施] ・登録数 748 頭 ・狂犬病予防注射 530 頭	[犬の登録、予防注射の実施] ・登録数 459 頭 ・狂犬病予防注射 354 頭	現行のとおり新市に引き継ぐ。
犬猫等死骸収集 業務	担当職員が町道や町所有の公共施設内で犬や猫等の死骸を回収。 ・処分方法 ・処分方法 ・北浦環境センターに搬入し火葬処 理する。 ・事業費 角館町外3カ町村公衆衛生施設負担金に含まれる。	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議案第55号

その他の事業の取扱いについて【協定項目23-29】

その他事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い 関 係 項 目 その他の事業
	1 行政改革大綱などの各種計画については、新市において新計画を策定する。
	なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
調整の内容	2 その他事業については、従来からの経緯や実情を考慮しつつ、次の区分により調整する。
神主の内谷	(1)現行のとおり新市に引き継ぐもの。
	(2)合併時までに調整するもの。
	(3)新市において調整するもの。

		現況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	- 阿 <u>走</u> 刀业
競争入札の指	入札資格審査	入札資格審査	入札資格審査	現行のとおり新市に引き継ぐ。
名参加願い及	2年に1回実施。実施年度の1月	2年に1回実施。実施年度の1月	2年に1回実施。実施年度の1月	
び資格審査	から3か月受付。中間年に追加受	から3か月受付。中間年に追加受		
	付を行う	付を行う	付を行う	
	建設業者の格付け	建設業者の格付け	建設業者の格付け	
	3 等級に格付	3 等級に格付	3 等級に格付	
入札及び入札	田沢湖町入札制度実施規程	角館町入札制度実施要綱	西木村建設工事入札制度実施規程	合併時までに調整する。
の公表	・等級格付け	・等級格付け	・等級格付け	
	・指名基準	・指名の基準	・指名の基準	
	・指名審査会	・指名審査会	・指名審査会	
	・指名停止	・指名停止	・指名停止	
	・入札結果等の公表	・入札結果等の公表	・入札結果等の公表	
	田沢湖町指名審査会	角館町指名審査会	西木村指名審査会	
	会長 助役	会長助役	会長 助役	
	委員 収入役、総務課長、企画振			
	興課長、税務課長、専門検	幹、産業主幹、建設主幹、	民課長、建設課長、産業課	
	查員、担当課長	教育次長	長、環境課長、専門検査員、	
			主管課長	
	・指名業者の選定等について審議			
	するため、指名審査会を置く。	するため、指名審査会を置く。	するため建設業指名審査会を置	
	***	사건으로 스킨스 프 <i>바</i>	く。 **なウネ ^ ***	
	・指名審査会対象要件	・指名審査会対象要件	・指名審査会対象要件	
	一 指名業者(設計金額 130 万円	一 指名業者の選定(請負対象額		
	未満の工事を除く。)の選定	130万円未満の工事を除く。)		
	二 その他入札及び工事の執行	二 その他入札及び工事の執行	二 その他村工事の執行につき	
	について必要と認める事項	について必要と認める事項	必要と認める事項	

				神神・
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針
事務事業名 入札及び入札 の公表	田沢湖町 ・公表 ・公共工事の入札及び契約適正化 法案件 ・町工事の入札が終了したとき は、入札が終了したとき は、入札が終了に価格(額、 費税相当額を含む入土金額を公方を では、入札のでする。 (指名停止基準) ・正当なではのののかのでは、 では、入れのでは、入れのでは、入れのでは、入れのでは、入れのでは、入れのでは、では、ときでは、というでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	角館町 ・公表 ・公共工事の入札及び契約適正化 法案件 ・町工事の入札が終了したとき は、当該入札日から1箇月間入 札指名業者名、入札経緯及び最 終入札結果について公表するも のとする。 角館町建設工事入札参加者指名停 止基準 ・過失による粗雑工事 ・契約違反 ・文衆損害事故 ・工事関係者事故 ・贈賄 ・不正又は不誠実な行為	西木村 ・公表 ・公共工事の入札及び契約適正化 法案件 ・指名競争入札に付する村工事を競争では、のでは、のでは、のでは、のででは、のででは、のででは、のででは、のででは	合併時までに調整する。
行政改革大綱、行政評価	あると認められるとき 田沢湖町行政改革大綱 計画期間H12~H16 年度 行政評価 計画なし	角館町行政改革大綱 計画期間H8~H12年度 行政評価 計画なし	西木村行政改革大綱 計画期間H8~H13 年度 行政評価 計画なし	新市において新計画を策定す る。
認可地縁団体	認可地縁団体 8団体 久保町内会、下生田部落会、 黒倉部落会、先達町内会、 神代中央通部落会、 抱返り部落会、鎌川、 田子ノ木町内会	認可地縁団体なし	認可地緣団体 7団体 小滝部落会、堀之内部落会、 山崎部落会、後川落合集落会、 吉田集落会、中里集落会、 三共集落会	現行のとおり新市に引き継ぐ。

				
	GE NELVERT	現況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
社会活動災害	全国町村会総合賠償補償保険に加入		全国町村会総合賠償補償保険に加入	現行のとおり新市に引き継ぐ。
補償保険	町が損害保険に加入	町が損害保険に加入	村が損害保険に加入	
	・各種地域の活動、ボランティア			
	活動者の賠償責任	活動者の賠償責任	動者の賠償責任	
	・本人又は参加者の傷害事故	・本人又は参加者の傷害事故	・本人又は参加者の傷害事故	
	H15 年度決算額 995千円	H15年度決算額 980千円	H15年度決算額 463千円	
	H16年度予算額 1,034千円	H16年度予算額 1,002千円	H16年度予算額 482千円	
情報公開制度	田沢湖町情報公開条例	角館町情報公開条例	西木村情報公開条例	合併時までに調整する。
	実施機関	実施機関	実施機関	
			・村長、議会、教育委員会、選挙管	
	管理委員会、監査委員、農業委			
	員会、固定資産評価審査委員会、		固定資産評価審査委員会	
	財産区管理会	業管理者又は公営企業管理者の		
		権限を行使する町長		
	政治倫理の確立のための田沢湖町	町長の資産等の公開に関する条例	政治倫理の確立のための西木村長の	
	長の資産等の公開に関する条例		資産等の公開に関する条例	
	資産等報告書、所得等報告書、	資産等報告書、所得等報告書、	資産等報告書、所得等報告書、	
	関連会社等報告書	関連会社等報告書	関連会社等報告書	
総合計画	第3次田沢湖町総合発展計画	角館町総合振興計画	西木村新総合発展計画・後期計画	新市において新たに計画を策定
	基本構想	基本構想	基本構想	する。
	基本計画 H11~H20 年度	基本計画 H13~H17年度	基本計画 H12~H16 年度	
	実施計画 毎年度向こう3ヵ年	実施計画 毎年度向こう3ヵ年	実施計画 毎年度向こう3ヵ年	
B + 4 D 4 =	45.1	2 Mmr III 4 II 4 II 4 II 4 II 4 II 4 II 4 I	45.1	****************************
男女共同参画	なし	角館町男女共同参画計画	なし	新市において新たな計画を策定
計画		計画期間 H16~H20 年度		する
住民参加型ま	まちづくりに資する人材育成のた	まちづくりに資する人材育成のた	西木村国内外研修補助金	新市において調整する。
ちづくり	め、町民の研修視察に対する経費の	め、中学生の他市町村生徒との交流	村の活性化と人材育成に資するた	
	一部を助成	事業に対する経費の一部を補助	め、村民の研修視察に対し経費の一	
			部を助成する。	
	H15 年度決算額 0 千円	H15年度決算額 500千円	H15年度決算額 2,233千円	
	H16年度予算額 1 , 0 0 0 千円	H16 年度予算額 5 0 0 千円	H16 年度予算額 5 , 0 0 0 千円	

協議案第56号

- 一部事務組合等の取扱いについて(その2)(提案)
- 一部事務組合等の取扱いについて(その2)、次のとおり提案する。

協議事項	一部事務組合等の取扱い(その2)	関係項目	公衆衛生施設組合、公社他
調整の内容	1 . 角館町外3か町村公衆衛生施設組合については、合併の務並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。また、中仙町分に係る財産、債務の取扱いについては、12 . 秋田県町村土地開発公社については、合併の日の前日を選を行う。 3 . 各町村の第三セクター等については、出資金は新市に引き	なお、中仙町については、 合併前に協議の上、調整す もって、脱退する。債務死	大仙市の合併の前日をもって脱退する。 「る。 浅については、償還表に基づいて定時償

	現			である。
	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針
一部事務組合加入状況	角館町外三か町村公衆衛生施設組合 (構成団体名) 角館町、田沢湖町、中仙町、西木村 (共同処理の事業内容) し尿処理、ごみ処理	左記に同じ	左記に同じ	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産、債務並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。 なお、中仙町については、大仙市の合併の日の前日をもって脱退する。 また、中仙町分に係る財産、債務の取扱いについては、合併前に協議の上、調整する。
公社	秋田県町村土地開発公社 (主たる業務) 公共、公用施設等に供する土地の 取得、管理、処分。 (構成団体) 県内60町村 (平成15年度末残高) 205,586千円	左記に同じ (平成15年度末残高) 791,472千円	左記に同じ (平成15年度末残高) 47,211千円	合併の日の前日をもって、脱退する。 債務残については、償還表に基づいて定時償還を行う。

	現	況		≐回 本女 → △↓
	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針
第 三 セ ク	株式会社 アロマ田沢湖 資本金 490,000千円 (町出資金470,400千円) 事業内容 ハーブ園の経営、管理等	株式会社 花葉館 資本金 100,000千円 (町出資金 63,000千円) 事業内容 宿泊、温泉、料飲等	株式会社 西木村総合公社 資本金 50,000千円 (町出資金 40,000千円) 事業内容 温泉保養施設運営(クリオン) 労働者請負等	第三セクター等については、 出資金は新市に引き継ぎ、管 理・運営は現行のとおりとす る。
タ I 等	玉川ダム湖総合開発株式会社 資本金 42,250千円 (町出資金 21、250千円) 事業内容 玉川ダム周辺等の環境整備	株式会社西宮家資本金45,000千円(町出資金30,000千円)事業内容レストラン、土産販売、バス運行 (スマイルバス)等		
	田沢湖高原リフト株式会社 資本金 391,725千円 (町出資金 61,1600千円) 事業内容 索道(リフト)、宿泊(スキー場ロッジ) 飲食等(スキーハウス)			
	(出資比率50%以上もしくは出資金額30,000千円以上のもの)	(左記に同じ)	(左記に同じ)	

協議案第57号

農林水産関係事業の取扱いについて【協定項目23-18】(提案)

農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業		
	1. 農林業の振興に関する計画は、新市において ただし、地域指定に係る計画は、現行どおり新		、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。)とする。		
	2.農業生産支援制度は、現行のとおり新市に引	農業生産支援制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。			
調整の内容	3.新たな米政策に関連する事業は、合併時に調整する。				
	4. 畜産関係事業は、合併時に調整する。				
	5.土地改良関係事業は、田沢湖町の例を基本に調整する。 ただし、採択済み事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。				
	6.林業関係事業は、合併時に調整する。				

	. 調整方針			
事務事業名	田 沢 湖 町	角館町	西木村	- 間 走 /ノ 火
主要計画	【田沢湖町農業振興地域整備計画】	【角館町農業振興地域整備計画】	【西木村農業振興地域整備計画】	合併後、新市で計画を策定する。
	(策定 昭和49年3月)	(策定 昭和49年4月)	(策定 昭和46年4月)	なお、新計画策定までの間は、現計
	(変更 平成8年3月)	(変更 平成4年6月)	(変更 平成7年3月)	画を新市に引き継ぎ運用するものと する。
	(計画総面積) 14,571ha	(計画総面積) 8,400ha	(計画総面積) 6,700ha	9 0.
	(農用地面積) 2,740ha	(農用地面積) 1,592ha	(農用地面積) 1,543ha	
	【田沢湖町山村振興計画】	【角館町山村振興計画】	【西木村山村振興計画】	
	(指定地区) 田沢地区、生保内地区	(指定地区) 中川地区、雲沢地区、白岩 地区	(指定地区) 全域	現計画を新市に引き継ぐものとする。
	(第5期計画 平成15~17年度)	(第5期計画 事業計画なし)	(第5期計画 平成16~19年度)	
	【田沢湖町農業農村整備事業管理計画】	【角館町農業農村整備事業管理計画】	【西木村農業農村整備事業管理計画】	合併後、新市で計画を策定する。
	農業農村事業の根幹となる計画であ り、5年間の計画期間で、毎年見直しす	農業農村事業の根幹となる計画であ り、5年間の計画期間で、毎年見直しす	農業農村事業の根幹となる計画であ り、5年間の計画期間で、毎年見直しす	なお、新計画策定までの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものと
	ప .	3 .	3 .	する。
	【田沢湖町森林整備計画】	【角館町森林整備計画】	【西木村森林整備計画】	合併後、新市で計画を策定する。
	(計画期間) H12~H21	(計画期間) H12~H21	(計画期間) H12~H21	なお、新計画策定までの間は、現計
	町における森林整備計画のマスタープ		町にのける林怀笠哺計画のマスグーノ	
		ランであり、計画期間は10年で5年ごとに		9 5°
从立士城内	見直しする。	見直しする。	見直しする。	1月にのにわりがナルコナ州グ(東
生産支援制度	【田沢湖町中山間地域振興基金】		【西木村特定農山村地域総合支援事業 基金】	現行のとおり新市に引き継ぐ。(事業充当範囲等も現行のとおり)
	(期間) 平成14~18年度		(期間) 平成13~17年度	·
	【田沢湖町農業経営基盤強化資金利子 補給事業】	【角館町農業経営基盤強化資金利子補 給事業】	【西木村農業経営基盤強化資金利子補 給事業】	合併時に制度を再編し、新市に引 き継ぐ。
	【田沢·生保内地区農林業振興資金】			現行のとおり新市に引き継ぐ。(適用範囲等も現行のとおり)

	現 況			調	整	方	솨
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	- 1749	JΕ	/)	単
	【新たな米政策】 米政策改革大綱	【新たな米政策】 米政策改革大綱	【新たな米政策】 米政策改革大綱	新市におり			
水田農業構造改革	(計画期間) 平成16~22年度	(計画期間) 平成16~22年度	(計画期間) 平成16~22年度				間は、現計
対策事業	(目的)需要に応じた「売れる米づくり」	(目的)需要に応じた「売れる米づくり」	(目的)需要に応じた「売れる米づくり」	画を引き継	き連用	9 5 E 0)とする。
	(農用地面積) 2,538ha	(農用地面積) 1,571ha	(農用地面積) 1,686ha				
(生産調整事業)	(うち水田面積) 2,157ha	(うち水田面積) 1,471ha	(うち水田面積) 1,113ha				
	(農家数) 1,105戸	(農家数) 1,017戸	(農家数) 802戸				
	(担い手農家数) 275人	(担い手農家数) 162人	(担い手農家数) 184人				
	(認定農業者数) 169人	(認定農業者数) 75人	(認定農業者数) 94人				
	〔理念〕 消費者・市場重視の考え方に立	エち、需要に即応した米づくりの推進による	水田農業経営の安定化と発展				
	〔需給見通〕(H16~H19)「食料·農業·農	村政策審議会」の助言を得て、国が「基本	指針」を策定 米の作付目標面積を配分				
	(H20以降)「農業者·農業団	団体が自らの販売戦略に基づき、需給に応	じた生産数量を決定・実行				
	〔助成制度〕 地域の創意工夫を活かした	と助成体系(H16~H18)					
	産地づくり推進交付金事業						
	〔田沢湖町地域水田農業ビジョン〕	〔角館町地域水田農業ビジョン〕	〔西木村地域水田農業ビジョン〕				
	(計画期間) H16~H22	(計画期間) H16~H22	(計画期間) H16~H22				
	(地域特例振興作物)	(地域特例振興作物)	(地域特例振興作物)				
	・そば	・アスパラ	・ほうれんそう				
	作物作付助成	作物作付助成	作物作付助成				
	担い手・集落営農組織への加算助成	担い手・集落営農組織への加算助成					
		有機等栽培米助成	有機等栽培米助成				
		利用権設定等助成	利用権設定等助成				
	米価下落影響緩和対策事業						
	米価下落時に、300円/60kg + 下落額の50%を補てん						
	担い手経営安定対策事業 (水田経営面積 4ha以上の認定農業者、水田経営面積 20ha以上の集落型経営体)						
	稲作収入減額分の80%を補てん						

				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	- 神 全 万 회
畜産関係	【田沢湖町畜産祭り】	【角館町·西木村合同畜産共進会】	【角館町·西木村合同畜産共進会】	合併時に再編し、新市において畜
	町が、毎年7月に開催	角館町と西木村で共同開催(事務担当 は一年交代)	角館町と西木村で共同開催(事務担当は一年交代)	産共進会を開催する。
			【牧場】西木村営大覚野牧場	
			面積 176ha 直営管理 肉用牛対象 放牧料 成牛 231円/頭/日 村外は、20%加算	新市において存続する。放牧料等の範囲区分を市内・市外とする。
	【家畜防疫対策事業】	【家畜防疫対策事業】	【家畜防疫対策事業】	
	家畜伝染病予防事業費補助	家畜伝染病予防事業費補助	家畜伝染病予防事業費補助	合併時に再編し、新たな補助基準
	家畜総合衛生防疫事業費補助	家畜総合衛生防疫事業費補助	家畜総合衛生防疫事業費補助	を設ける。
	【家畜導入補助事業】	【家畜導入補助事業】	【家畜導入補助事業】	
	優良牛(肉用)導入促進事業 30千円/頭 町内産雌素牛保留対策事業 30千円/頭	優良牛(肉用)導入促進事業 50万円限度 27%、40万円以下 18%	優良牛(肉用)導入促進事業 30千円/頭	
			受精卵移植推進事業 15,000円/頭·回	
		優良牛(乳牛)導入促進事業 50万円限度 27%		
	優良豚導入促進事業 25%			
	【田沢湖町畜産振興基金】			
	昭和61年度 設置			基金設置の経緯を勘案し、合併時
		【角館町特別導入事業(肉用牛)基金】	【西木村肉用牛特別導入事業基金】	に調整する。
		昭和57年度 設置	昭和57年度 設置	

	現 況				
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	. 調整方針	
土地改良事業	【田沢湖町ふるさと水と土保全基金】	【角館町ふるさと水と土保全基金】	【西木村ふるさと水と土保全基金】	基金設置の経緯を勘案し、合併時	
	H5 設置 (積立金額 10,000千円)	H5 設置 (積立金額 10,000千円)	H5 設置 (積立金額 10,000千円)	に統合し、新市に引継ぐものとする。	
	果実運用型基金	果実運用型基金	果実運用型基金		
県営ほ場整備事業	【真崎地区】 37ha H12~H17	【白岩第一地区】 103ha H12~H17	実施事業なし		
	【手倉·相内端地区】 34ha H16~H21			国県補助事業は、当該事業の採択	
	(負担割合) 国 50% 県 30%	(負担割合) 国 50% 県 30%		基準によるため差異はない。	
	町 10% 受益者 10%	町 10% 受益者 10%		│ なお、受益者負担は、田沢湖町の │ │例を基本に合併時に調整する。	
国庫補助事業	【農村総合整備モデル事業】	【土地改良施設維持管理適正化事業】	【中山間地域活性化総合整備事業】	ただし、採択済みの補助事業(継続)	
	田沢湖地区 H8~H17	大黒沢地区ため池改修 H17~H18	西明寺地区 H14~H18	は現行のとおりとする。	
	(工種) 農業用用排水路、農道、改良	小黒沢地区ため池改修 H15~H18	{工種} 農業用用排水路、農道、改良		
	保全、集落道、集落排水路、防火水槽、農村公園、景観保全		保全、集落道、集落排水路、農村公園、 コミュニティ施設	町村単独土地改良事業及び小土	
	(負担割合) 国 50% 県 0~20%	 (負担割合) 国 30% 県 30%		地改良事業費補助金は、田沢湖町の例を基本に合併時に調整する。	
	町 50~10% 受益者 20·15·0%	町 30% 受益者 10%	村 45~30% 受益者 0%		
	受益者負担				
	(農業用用排水路 15%) (暗渠排水工 20%)				
			桧木内地区 H17~H21		
			{工種} 農業用用排水路、農道、改良		
			保全、集落道、集落排水路、防火水槽		
			(負担割合) 国 55% 県 0~20%		
	 【農業集落排水事業】		村 (未定) 受益者 (未定)		
	1600 1100				
	対象戸数 213戸				
	(負担割合) 国 50% 県 15%				
	受益者(予定) 20万円/戸 町 残額				
県単独補助事業	【県単小規模土地改良事業】	【県単小規模土地改良事業】	【県単小規模土地改良事業】		
	(負担割合) 県 30% 町 20%	(負担割合) 県 30% 町 0%	(負担割合) 県 30% 村 70%		
mT++ 54 X中 1 1 1 1 1 2 6 5 5	受益者 50%	受益者 70%	受益者 0%		
町村単独土地改良 事業	天他争美なし	実施事業なし	村単土地改良事業		
			(負担割合) 村 100% 受益者 0%		
小土地改良事業質 補助金	【事業主体】 水利組合等	【事業主体】 水利組合等	【事業主体】 水利組合等		
州 山 立	【補助率】 査定事業費の 20%	【補助率】 査定事業費の 30%	【補助率】 査定事業費の 50~100%		

				₩7 ±6 - Al
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	. 調整方針
農地·農業用施設 災害復旧事業 (国庫補助事業)	【対象事業】 査定設計額 40万円以上 (測量試験費は、補助対象外) 農地災害 (負担割合) 国 50% 県 0% 町 0% 受益者 50% {激甚災による補助率増嵩有}	【対象事業】 査定設計額 40万円以上 (測量試験費は、補助対象外) 農地災害 (負担割合) 国 50% 県 0% 町 0% 受益者 50% {激甚災による補助率増嵩有}	【対象事業】 査定設計額 40万円以上 (測量試験費は、補助対象外) 農地災害	国庫補助事業であり、採択基準に 差異はない。 受益者負担は、田沢湖町の例を基 本に合併時に調整する。 ただし、採択済みの補助事業(継続) は現行のとおり新市に引き継ぐ。
	農業用施設災害 (負担割合) 国 65% 県 0% 町 15% 受益者 20% {激甚災による補助率増嵩有}	農業用施設災害 (負担割合) 国 65% 県 0% 町 0% 受益者 35% {激甚災による補助率増嵩有}	農業用施設災害 (負担割合) 国 65% 県 0% 村 35% 受益者 0% {激甚災による補助率増嵩有}	
農地·農業用施設 災害復旧事業 (小規模災害事業)	【対象事業】 査定設計額 40万円未満 【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 20%	【対象事業】 査定設計額 40万円未満 【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 30%	【対象事業】 査定設計額 40万円未満 【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 50%	田沢湖町の例を基本に合併時に調整する。 整する。
林業関係	【緑化推進事業】 緑の羽根募金 (主体)田沢湖町緑化推進委員会 (募金形態) 学校募金、職場募金、集落募金 (募金管理) 通帳管理	【緑化推進事業】 緑の羽根募金 (主体)角館町緑化推進委員会 (募金形態) 学校募金、職場募金、集落募金 (募金管理) 通帳管理	【緑化推進事業】 緑の羽根募金 (募金形態) 学校募金、職場募金、集落募金 (募金管理) 通帳管理	合併時に組織体制·募金方法·管 理方法を統一する。
	【林道開設(管理)事業】 (用地等)買収(登記あり) (立木等)補償あり (負担区分) 受益者負担なし	【林道開設(管理)事業】 事業計画なし	【林道開設(管理)事業】 (用地等)無償提供(H15以前分筆登記なし)、(立木等)補償なし (負担区分) 受益者負担なし	採択済みの林道開設等補助事業は 現行のとおり新市に引き継ぐ。 林道用地等の取扱いについては、 新市において調整する。
	【作業道開設事業費補助】 (補助率)事業費の20%、 限度額 10万円 (補助対象) 実施林家	【作業道開設事業費補助】 該当事業なし	【作業道開設事業費補助】 (補助率)1,000円/m (補助対象)集落作業道500m以上	合併時に再編し、新たな補助基準 を設ける。
	【間伐事業等補助】 (補助対象) 林齢 11~35年生 (補助率) 国県 68%	【間伐事業等補助】 (補助対象) 林齢 11~35年生 (補助率) 国県 68%	【間伐事業等補助】 (補助対象) 林齢 11~35年生 (補助率) 国県 68% 村 10%	
	【有害鳥獣駆除事業】 田沢湖地方猟友会へ委託	【有害鳥獣駆除事業】 角館猟友会へ委託	【有害鳥獣駆除事業】 西木地方猟友会へ補助金交付	事業実施方法について、合併時に 再編する。